

令和7年度 学校で取り組む自殺予防支援事業 利用の手引き

1 事業目的

高等学校・大学・専門学校等の生徒・学生や学校関係者の自殺対策に対する関心を高めるために、県内高等学校・大学・専門学校等の生徒・学生および学校関係者（保護者等を含む。以下同じ。）を対象に出前講座を実施し、自分自身や周りにいる人の命を大切にす
る心と、困ったときに対応できる力を養うことを目的とする。

2 研修対象

県内高等学校・大学・専門学校等（公立・私立を問わない）。

※ 事業の利用は学校単位とする。下記5の「D：保護者のための講座」のみを受講したい場合でも、学校を通じて申し込むこと。

3 選定方法

採択にあたっては、**新規の利用校を優先**する。

ただし、申し込みが予定数に達しない場合等は、連続利用も認める場合がある。

4 研修時期

令和7年6月2日から令和8年2月27日までの間で各校の希望する日

※ 具体的な日時は各校と当事業受託者（以下、「受託者」という。）とで協議して決定。

5 研修内容

<生徒・学生向け>

A：セルフケア講座「自分を大切にすること」

自分自身はかけがえのない存在であり、自分を大切にすること、支えあい生きること、セルフケア、ストレスコーピングを学ぶ。

B：ゲートキーパー講座「周りの人のいのちを守ること」

友達が悩んでいるときの声のかけ方、話の聴き方、ゲートキーパーの役割を学ぶ。

<学校関係者向け>

C：先生のためのゲートキーパー講座

自傷行為や自殺念慮のある生徒・学生へ適切な対応ができるよう、ゲートキーパーについて学ぶと共に、教職員自身のストレスケアも取り上げる。

D：保護者のための講座「子供に贈るメッセージ」

思春期心性の特徴をふまえた子供たちへの対応、保護者自身のストレスケアなどを学ぶ。

※ A・Bは基本的には生徒・学生を対象とした研修内容だが、教職員や保護者等も受講可。

※ 講座の具体的な内容は、各校の実情に応じて、各校と受託者とで協議して決定。

6 実施方法

いずれの講座も、1 回につきおおよそ 50 分～90 分程度とする。

※ 各校の実情に合わせて、回数や時間、受講者の規模等は柔軟に対応。

7 募集期間

令和 7 年 4 月 30 日（水）～5 月 30 日（金）

※ 利用を希望する学校は、その希望する時期にかかわらず、必ず上記の期間中に申し込むこと。

8 応募要件

① 各校の利用は 1 回のみ（多部制の場合、生徒・学生向け講座でどうしても昼間部・夜間部を分けざるを得ないときのみ合計 2 回まで）

② 講師旅費を負担すること。（講師報酬は不要）

※ 必要な旅費について、担当講師と事前に協議すること。

※ 旅費の計算にあたっては県の規定を準用すること。旅費の計算等について不明点があれば、兵庫県 福祉部 障害福祉課（下記「事業に関する問い合わせ先」参照）まで問い合わせを。

③ 受講後、「別添様式 2 受講後アンケート」を用いて効果測定を行うこと。

④ 研修受講後 1 ヶ月以内に「別添様式 3 利用報告書」を受託者に提出すること。

※ 控えを各校にて保管すること。

9 申込方法

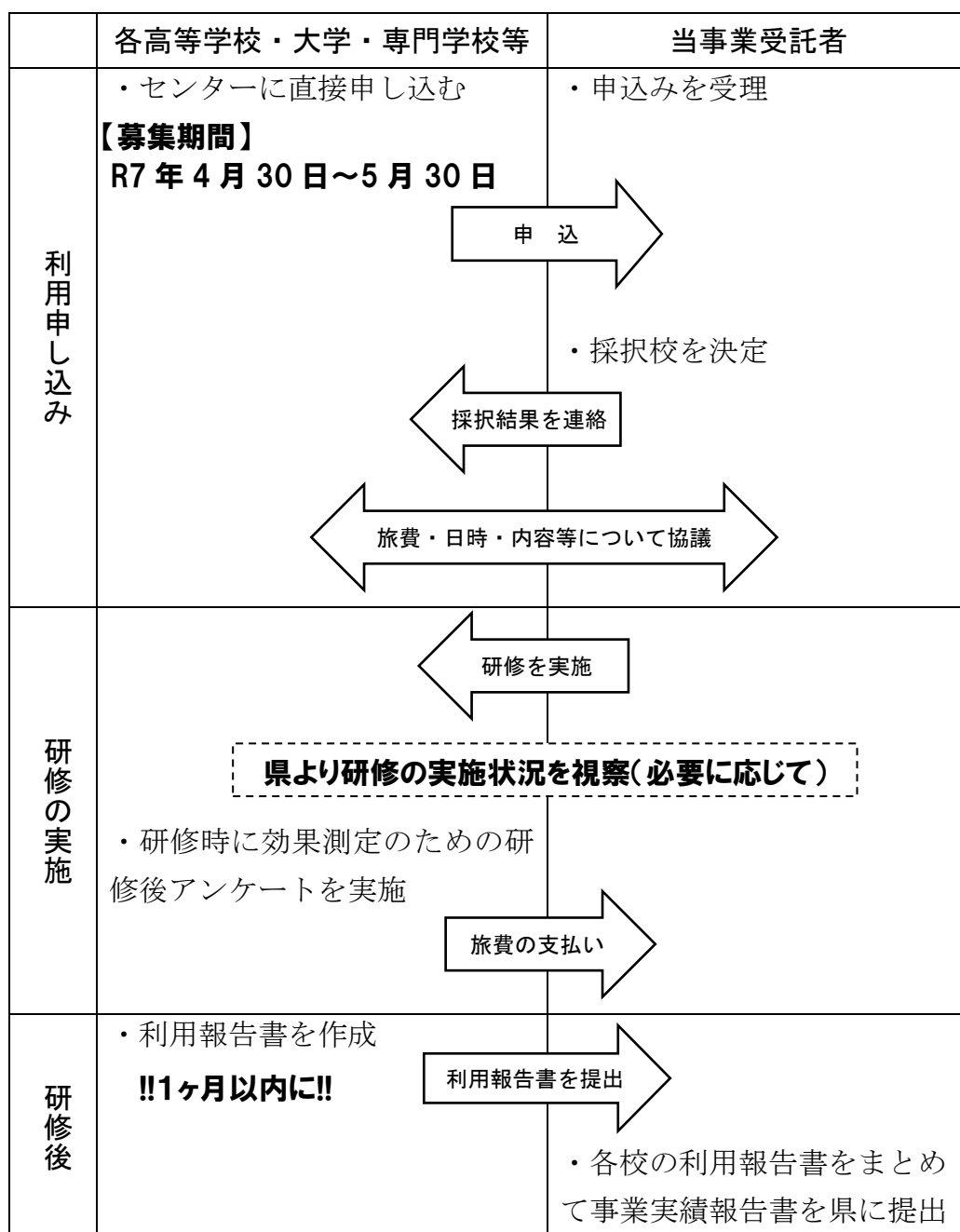
下記の当事業受託者の HP にて申込書式（別添様式 1・3）をダウンロードし、必要事項を記入後、受託者宛に提出すること。

法人名：NP0 法人ゲートキーパー支援センター

URL：<https://monban.net/>

Mail：nikonikomonban@gmail.com

10 利用申込とその後の流れ



11 申込に関するお問い合わせ・申込書等の提出先（令和7年度事業受託者）

NPO 法人ゲートキーパー支援センター

尼崎市御園町 24 番地 尼崎第一ビル 902 号

TEL : 06-6415-8829

Mail : nikonikomonban@gmail.com

※少人数で運営しているため、お電話にでられないことがあります。

なるべくメールでご連絡をお願いします。

12 事業に関する問い合わせ先

兵庫県福祉部障害福祉課精神障害福祉班

神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

TEL : 078-341-7711（内線 3092） FAX : 078-362-3911